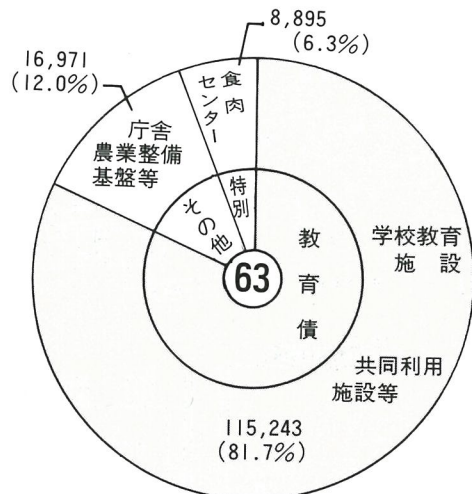
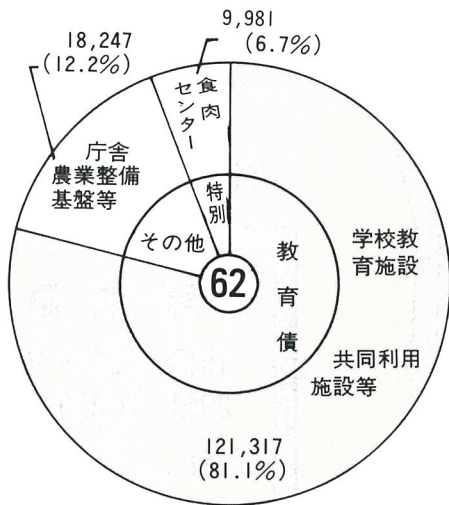


町の財産

建 物 32,036㎡	土 地 354,203㎡	有 価 証 券 55万円	出資による権利 434万円	基 金 79,166万円
-----------------------	------------------------	------------------------	-------------------------	------------------------

町の借りているお金

(単位:万円)



62年度9月末
現在高 14億9,545万円

63年度9月末
現在高 14億1,109万円

※ なお、義務教育施設整備債残高 (56,972万円) の10%程度が普通交付税により補填されます。また、共同利用施設整備債残高 (47,377万円) の78%については、県及び空港公団により補助されます。

請求しましたか「児童手当」

児童手当は、子ども達を健やかに育て上げることが期待し、国・地方公共団体・事業所の三者が費用を分担し合い、子どもを育てている人に手当を支給する制度です。

児童手当を受けられる人

義務教育就学前の児童を含む十八歳未満の児童を二人以上養育していること。
なお、自分のお子さんである必要はなく、そのお子さんを監護し、一定の生計関係があれば支給されます。

児童手当の手続き

初めて支給を受けようとする場合や、すでに他の市区町村で受けている人(受給者)が光町へ転入された場合には、児童手当認定請求書を提出してください。

その人の前年(一月から五月までの月分の児童手当については前々年)の収入が一定の額に満たないこと。

児童手当の額

二人目の子どもについては月額二、五〇〇円、三人目以降の子どもについては、一人につき月額五、〇〇〇円が義務教育就学まで支給されます。

特例給付の手続き

児童手当の手続きと同様の届や請求書を提出する必要があるほか、受給者が被用者でなくなったとき(会社を辞めたり、死亡の場合)は、特例給付受給事由消滅届を速やかに提出する必要があります。

一定の額に満たないときは、特例給付が支給されません。